

各住宅宿泊管理業者 各位

北海道開発局事業振興部建設産業課

新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における
国税の取扱いに関する周知広報について

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染症及びの蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者への対応として、「現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう、引き続き、国民からの問い合わせや相談を待つだけでなく周知広報を積極的に行う」とされたところで

つきましては、下記の国税庁ホームページに、新型コロナウイルス感染症に関する対応等について掲載されておりますので、お知らせいたします。

[\(参考\) 国税庁ホームページ](#)

トップページ > [新型コロナウイルス感染症に関する対応等について](#)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

【住宅宿泊管理業に関すること】

北海道開発局事業振興部建設産業課

TEL 011-709-2311 (内線5894)

FAX 011-738-0235